

# 小規模企業振興基本法案 ＜小規模基本法＞

平成 26 年 4 月  
中小企業庁

## 1. 法律案の趣旨

小規模企業は、人口減少・高齢化・海外との競争の激化等、我が国経済の構造的変化に直面。他方、日本全国に景気的好循環を浸透させ、地方に強靱で自立的な経済を構築するためにも、雇用を支え、新たな需要にきめ細かく対応できる小規模企業の役割が重要。

平成 25 年に改正した中小企業基本法では、「小規模企業に対する中小企業施策の方針」を位置づけたが、今回はこれをさらに一步すすめて、小規模企業を中心に据えた新たな施策の体系を構築すべく基本法を策定するもの。

## 2. 法律案の概要

### (1) 基本原則

- ①小規模企業の活力発揮の必要性が増大していることから、小企業者（概ね従業員 5 人以下）を含む小規模企業について、中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的発展」を位置づける。
- ②小企業者がその経営資源を有効に活用し、その活力の向上が図られ、その円滑かつ着実な事業の運営を適切に支援することを規定する。

### (2) 各主体の責務

国・地方公共団体・支援機関等関係者相互の連携及び協力 等

### (3) 基本計画

政策の継続性・一貫性を担保する仕組みを作るため、小規模企業施策の体系を示す 5 年間の基本計画を策定し、国会に報告

### (4) 基本的施策

- ①多様な需要に応じた商品・サービスの販路拡大、新事業展開の促進  
(国内外での販路開拓支援 (IT 活用支援等)、経営戦略策定支援等)
- ②経営資源の有効な活用及び個人の能力の発揮の促進  
(事業承継・創業・第二創業支援、女性や青年等の人材マッチング強化等)
- ③地域経済の活性化に資する事業の推進  
(地域の多様な関係者との連携の促進、地域需要対応型事業の推進等)
- ④適切な支援体制の整備  
(各支援機関の役割の明確化・連携の強化、手続きの簡素化等)

## 3. 施行期日

公布の日